

岡山県岡山就職準備資金応援事業実施要綱

第1 趣旨

岡山就職準備資金応援事業（以下「本事業」という。）の実施については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及び岡山県岡山就職準備資金利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要綱の定めによるところによる。

第2 目的等

本事業は、岡山県内の企業等に就職する大学生等及び岡山県外からの若者の転職予定者（以下、「転職予定者」という。）に、就職するために必要となる資金の貸付けを行う金融機関に対し、県が利子補給金を交付することにより、大学生等及び転職予定者の就職準備に係る経済的負担の軽減を図り、もって岡山県の産業労働人口の増大に資することを目的として実施する。

第3 岡山就職準備資金応援事業の内容

1 岡山就職準備資金

県が利子補給を行う岡山就職準備資金（以下「資金」という。）の貸付条件等は、以下を基準とする。

(1) 取扱金融機関

次のア～エに掲げる要件のすべてを満たす金融機関とする。

- ア 岡山県内の地域の発展等のため、県と連携・協力を行う包括協定を締結していること
- イ 本事業による資金の貸付を安定して行うために必要な経理的基礎を有していること
- ウ 県が行う本事業の取扱金融機関の募集に応募し、審査に合格していること
- エ 交付要綱に基づき、県と利子補給契約を締結していること

(2) 貸付対象者

次のア～オに掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ア 本事業の対象は、大学生等及び転職予定者とし、それぞれの定義は、次のとおりとする。
 - (ア) 大学生等 大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）以下同じ。）の新規卒業（修了）予定者
 - (イ) 転職予定者 申請時点で岡山県外に在住している者のうち、岡山県外に勤務している者、又は岡山県外の企業等を退職して6か月以内の者
- イ 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者
 - (ア) 企業等で正社員としての就職が内定した者で、岡山県内での勤務が予定されている者
 - (イ) 国の就職内定者で岡山県内での勤務が予定されている者
 - (ウ) 岡山県内の地方公共団体の就職内定者（又は職員採用試験合格者）
- ウ 本事業による資金借入申請時点において、成年に達している者で、30歳未満の者

- エ 本事業による資金借入を利用したことがなく、かつ、利用申し込み中でない者
- オ 本事業による貸し付けを受けた者は、就職後の連絡先等の情報を県に提供することとし、県が実施する県内企業等への就職を促進する事業及びアンケート等へ協力することができる者

(3) 資金の使途

貸付対象者が自己の就職準備のために使用する費用であって、次のア～エに該当するものとする。

ア 転居に要する費用であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの。

(ア) 引越し費用

(イ) 賃貸住宅の敷金、礼金及び不動産業者の紹介手数料

イ 就職後の通勤に使用する交通用具（自動車、バイク等）の購入又はリースに係る費用（税及び自賠責保険料を含む。ただし、リースの場合は初期費用に限る。）

ウ 生活家電（日常生活において使用される家庭用電気製品で、趣味・娯楽的要素の強いものを除く。）、パーソナルコンピュータ、家具及び生活用品（ただし、消耗品を除く。）の購入費用

エ 勤務・通勤に使用する被服等の購入費用

オ その他就職準備のため、知事が特に必要と認める費用

(4) 貸付額

貸付対象者1人当たり30万円から50万円までとし、1万円単位とする。

(5) 貸付期間

36か月とし、うち、据置期間を6か月、据置期間を除く返済期間を30か月とする。

(6) 貸付利率等

貸付利率は、無利子とする。また、取扱金融機関は、本事業の利用者（資金の借入者）から保証料の支払いを受けないものとする。ただし、返済の延滞により発生した遅延利息及び遅延損害金については、利用者（資金の借入者）が負担するものとする。

(7) 返済方法

元金均等月賦返済とする。

(8) 資金貸付限度枠

県は、年度ごとに予算の範囲内で、本事業による資金貸付件数について全体限度枠を設定し、第3の1の(1)のエに基づく利子補給契約の締結時までに取り扱金融機関に通知するものとする。また、資金貸付の全体申請件数が限度枠に達したときは、速やかに県は取扱金融機関に対し、当該年度の資金貸付の申込受付を終了するよう通知するものとする。

(9) 貸付資金の名称

取扱金融機関は、本事業により貸し付ける資金の名称には、「岡山就職準備資金」を使用しなければならないものとする。

(10) 貸付手続

ア 借入希望者は、次の期間内に県に対して資金借入申請を行うものとする。

(ア) 大学生等 借入れを希望する年度の12月1日から2月末まで

(イ) 転職予定者 借入れを希望する年度において県が定める日から2月末まで

イ 借入希望者から資金借入申請を受けた県は、申請の書類確認を行い、借入希望者が(2)のア～エの要件を満たし、資金の用途が(3)に合致すると認められる場合は申請を受け付けるものとする。

借入希望者が(2)のア～エ又は(3)の要件のいずれかを満たさない場合は、申請の受け付けを行わないものとする。

ウ 県は、借入希望者からの資金借入申請が(2)のア～エの要件を満たし、資金の用途が(3)に合致すると認められる場合でも、資金貸付限度枠を超える場合は申請の受け付けを行わないものとする。

エ 借入希望者は、県に対して行った資金借入申請に県が受け付けを行った書類を取扱金融機関に持参して、借入れを希望する年度の3月10日までに資金借入の申し込みを行うものとする。

オ 借入希望者から県が受け付けを行った資金借入申請書類を受理した取扱金融機関は、資金借入の申し込みを受け付けるものとする。

カ 取扱金融機関は、上記エの申し込みを受け付けた際に、県が受け付けを行った申請内容に虚偽の事実が判明した場合は、受け付けを拒否するものとし、直ちに県に連絡するものとする。

キ 取扱金融機関は、上記エにより申し込みを受け付けた場合、速やかに所定の審査を行い、適当と認められる場合には、資金貸付の申し込みを受けた日が属する年度の末日までに資金の貸付を実行するものとする。

2 利子補給の措置

県は、取扱金融機関が本事業による資金貸付が無利子で実施できるよう、交付要綱を別に定め、取扱金融機関からの申請に基づき利子補給を行うものとする。

第4 その他

1 個人情報の保護

取扱金融機関及び県は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守し、本事業による資金貸付の借入希望者の個人情報について厳正に取り扱うものとする。

2 広報・啓発

取扱金融機関及び県は、相互に連携・協力して本事業による貸付資金制度の周知のための広報・啓発を行うものとする。

3 県の調査等

県は、資金貸付対象者に対し、必要に応じて就職状況等の調査を行うものとする。

4 本要綱によるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月14日から施行する。